b　別表19の「免除後確定更生債権額」欄記載の金額に相当する一般更生債権

太陽殖産は、別表19の整理番号２の林原が有する一般更生債権のうち、別表19の「免除後確定更生債権額」欄記載の金額に相当する部分については、第４節の定めに従うものとする。

イ　更生３社間更生債権

①　確定債権

更生会社	件数	確定更生債権額	別表
林原商事	１件	3,924,977,249円	20
生化研	２件	29,027,819,194円	

②　権利の変更及び弁済方法

ⅰ　免除

太陽殖産は、本第一会社分割により林原及び林原商事から更生３者間更生債権を承継する。

林原商事は、太陽殖産が承継した別表20の整理番号１―１の林原の林原商事に対する一般更生債権のうち、別表20の「免除額」欄記載の金額について、本第一会社分割の効力発生日（本第一会社分割後）に、太陽殖産から免除を受ける。

生化研は、太陽殖産が承継した別表20の整理番号１―２及び２の林原及び林原商事の生化研に対する一般更生債権のうち、別表20の「免除額」欄記載の金額に相当する部分について、本第一会社分割の効力発生日（本第一会社分割後）に、太陽殖産から免除を受ける。

ⅱ　弁済（相殺）

太陽殖産は、それぞれ、本吸収合併の効力発生日（本吸収合併後）に、ｉに基づく権利変更後の確定更生債権と合併後林原の太陽殖産に対する本第一会社分割に係る分割対価請求権と対当額で相殺する。

ウ　人的保証更生債権

①　確定債権

更生会社	件数	確定更生債権額	別表
林原	１件	1,203,550,683円及び額未定	21
林原商事	１件	28,538,115,975円	
生化研	１件	28,538,115,975円	

②　権利の変更及び弁済方法

ⅰ　弁済

更生３社は、別表21の整理番号６－２、７－２及び７－３の更生会社に対する人的保証更生債権の個社弁済額（別表21の「平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日」欄記載の金額）を、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、弁済する。

ⅱ　免除

更生３社は、更生３社に対する人的保証更生債権に係る債務のうち、別表21の「元本及び開始前利息・損害金（人的保証更生債権）」欄記載の金額及び「免除額」欄中「開始後利息・損害金」欄記載の金額に相当する部分について、本第一会社分割の効力発生日（本第一会社分割後）に、当該人的保証更生債権を有する者から、免除を受ける。

２　個社弁済及びのれん弁済を行う一般更生債権

⑴　確定債権

更生会社	件数	確定更生債権額	別表
林原	41件	97,933,544,655円及び額未定	21
林原商事	15件	3,491,037,576円及び額未定	
生化研	12件	7,080,885,279円及び額未定	

⑵　総論

更生３社の債権者は、その債権に係る債務者の固有資産を責任財産として、債権の回収を受けることができるという固有の権利を有しているところ、更生３社に対しては、更生３社の事業上の一体性等を前提とした事業価値評価に基づき、その固有資産の財産評定額を超過するスポンサー出融資が予定されており、当該スポンサー出融資に係るのれん部分を原資とする弁済を行う場合には、更生３社の債権者間における利害の適切な調整が必要となる。

そこで、本更生計画においては、更生３社の債権者が、元々、債権の引当として把握していた各更生３社の責任財産の範囲において行う弁済（個社弁済）と、更生３社を一体的に捉えた場合の個社弁済後の権利関係に基づくのれん等を原資とする弁済（のれん弁済）を観念し、更生３社に係る固有更生債権者に対しては、個社弁済とのれん弁済を合わせた弁済を行うものとする。なお、のれん弁済には、各債権者に対する、一律20億円（又は当該債権者についての「のれん弁済対象債権額」（別紙２参照）のいずれか小さい額）の弁済（定額弁済）が含まれるところ、この定額弁済は、債権者間の利害関係の調整結果を踏まえ、更生債権等への弁済の最大化、当該弁済の早期実現及び債権者間の実質的衡平確保を図るべく定めたものである。

そして、更生３社に係る固有更生債権に係る権利の変更及び弁済等は、第３章第３節第２の２記載のとおり、概要、以下のとおりである。

すなわち、①⑴当該固有更生債権を負担する更生会社を主債務者とする人的保証更生債権並びに⑵当該固有更生債権を被担保債権とする物上保証更生担保権及び第三者担保権等により弁済を受ける部分についての弁済額相当額につき免除を受ける。

そして、②個社弁済及びのれん弁済の弁済原資により、当該免除後の残債権の一部について、合併後林原から弁済を行い、③当該弁済の残債権に係る債務のうち、劣後化されない債務については、本第二会社分割により太陽殖産が承継し、太陽殖産が所有する資産の処分により分割弁済を行い、④当該弁済の残債権に係る債務の一部については、劣後化するとともに、太陽殖産が本第二会社分割により移転を受ける資産とともに合併後林原から免責的に引き受ける、又は、本第二会社分割とは別に、太陽殖産が合併後林原から免責的に引き受け、当該分割弁済後において、弁済を受けるものとする。

なお、個社弁済及びのれん弁済の弁済額、弁済率及び弁済原資の算出方法、個社弁済及びのれん弁済における一括現金弁済の弁済額並びに殖産承継債権及び殖産劣後債権の債権額の算出方法については、別紙２のとおりである。

⑶　権利の変更及び弁済方法

ア　固有更生債権に係る免除

①　開始後利息・損害金の免除

更生３社は、固有更生債権に係る確定更生債権額のうち、別表21の「免除額」欄中「開始後利息・損害金」欄記載の金額（更生手続開始決定日以降の利息及び損害金）に相当する部分について、本第一会社分割の効力発生日（本第一会社分割後）に、免除を受ける。